

令和5年
第1回定例会

所信表明

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和5年第1回定例会の開会にあたり、令和5年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

人口減少や超高齢社会の進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延や中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止など、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しい状況であります。

この現況を乗り越えるため、昨年4月からスタートした「第7次尾鷲市総合計画」に掲げる、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、次の通り5つの基本目標を掲げております。

- 「1 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る」
- 「2 安全で快適に暮らせるまちを創る」
- 「3 人々が集い、活力溢れるまちを創る」
- 「4 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」
- 「5 健全で次世代に繋ぐまちを創る」

この目標に基づき、必要な政策・施策を体系的かつ具体的に示した「前期基本計画」を策定いたしました。

この「前期基本計画」の推進を図るため、令和4年度においては、各課における主要課題を洗い出し、主管課とともに議論を重ね、「政策の種」を蒔いてきました。

この蒔いた「種」を咲かせ、山積する課題を一つでも多く解決し、市民の皆さまが「明るい未来の始まり」と感じていただけるよう、全庁一丸となって邁進していく所存でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、令和6年度には、市政70周年と熊野古道世界遺産登録20周年を同時に控えており、来年度において、本市のステップアップのための記念事業等を全庁的に検討し、進めてまいります。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組み内容を説明いたします。

（おわせ S E A モデル構想の推進）

先ず、おわせ S E A モデル構想の推進についてであります。

本構想につきましては、平成 30 年 8 月 24 日に「おわせ S E A モデル協議会」を設立してから、4 年 6 か月が経過し、令和元年 5 月から開始された中部電力尾鷲三田火力発電所の撤去工事も、燃料第一ヤードの油汚染対策と揚油^{ようゆ}棧橋^{さんぼし}の撤去工事を残し、来年度内に完了する予定と聞いております。

「おわせ S E A モデル協議会」を設立して以降、尾鷲商工会議所、中部電力との連携を図りながら、「S・E・A」のそれぞれのプロジェクトにおいて鋭意検討を進め、多くの企業の皆さまと意見交換を重ねるとともに、企業誘致に向けての取り組みを進めてまいりました。

現時点では、発電所ヤードで国の支援も受けながら、野球場、キッズパーク、多目的スポーツ芝生広場からなる都市公園整備事業を進めており、また、燃料第 2 ヤードでは、民間事業者によるグランピング等キャンプ施設整備となっております。

そして、大型製材工場につきましては、「尾鷲港振興会」からの申し入れを受け、誘致を進めておりますが、現在、事業計画を策定している状況であると報告を受けております。

そうした状況のなか、来年度は、「スクラップ」から「ビルド」に移行していく上で、非常に重要な年であると考えております。

このことから、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地の有効活用を図り、「集客交流人口の拡大」と産業の振興による「雇用の創出」を図ることで、地域活性化に結び付けていくために、鋭意、取り組みを進めてまいる所存でありますので、皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

（尾鷲市ゼロカーボンシティの取り組み）

次に、ゼロカーボンシティの取り組みについてであります。

本市では、昨年3月の定例会において、「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、協定を結ぶ企業・団体の皆さまとともに、「脱炭素」と「教育」を軸として、2050年のカーボンニュートラルに向けた取り組みを協議しているところでございます。

来年度において、「脱炭素」の取り組みでは、これまで説明してきましたとおり、カーボンクレジットの取得手続きを進めながら、企業等の第一産業への関わりを求めていくための「生物多様性」や「関係人口づくり」などを意識しながら進めてまいります。

加えて、協定を結ぶ企業・団体が主体となる、民間活力による再エネルギー導入の取り組みとして、まずは公共施設へのソーラーパネルの設置などの実装化を進めてまいります。

また、「教育」の取り組みでは、「一般社団法人つちからみのれ」による、日本財団の「子ども第三の居場所づくり事業」が来月3月に開所、スタートすることとなっております。

これにより、ゼロカーボンシティの教育の取り組みとして、子どもの居場所づくりを実施するほか、これまでに力を入れてまいりました本市の豊かな自然環境を生かした「山育」「川育」「海育」などの自然体験プログラムも織り交ぜながら、将来的には教育移住にもつながるような拠点づくりを目指してまいります。

こうした取り組みを本市が一丸となって推進し、地域課題などと連動させながら、地方創生と合わさった取り組みとしていくためにも、水産農林課に地域おこし協力隊員を採用し、新たな人材の確保に努めてまいります。

ゼロカーボンシティの実現はもとより、その目的に沿いながら、まちの活性化につながる事業に結び付けてまいりたいと考えており、全庁一丸となって取り組んでまいります。

(子育て支援の充実)

次に、子育て支援の充実についてであります。

少子化、核家族化が進み、地域とのつながりも希薄になるなかで、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産し、必要な支援が切れ目なく受けられる子育て支援体制の充実や、子育て世帯への経済的な支援は、本市にとって重要施策と捉え、これまで取り組んでまいりました。

このようななか、昨今の物価高騰等により、子育て世帯への経済的な負担は増える一方であり、より一層の経済的支援の充実に向け取り組む必要があります。

このことから、子ども医療費助成事業につきましては、これまで15歳年度末までの子どもを対象に、医療費の助成を行ってまいりましたが、本年9月からは、18歳年度末までに対象者を拡大することで、教育費等の負担が大きい高校生世代をもつ保護者への経済的支援を行ってまいります。

また、多子世帯支援事業につきましては、これまで第3子以降の子どもを対象に、紙おむつやミルク等の利用券を支給しておりましたが、その対象を第2子からに拡大し、0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を、より手厚く支援してまいります。

加えて、身近な地域で子育ての手助けをしてほしい人と、子育ての手助けができる人が相互援助を行う、ファミリーサポートセンター事業の利用料の「半額補助」や、住民税非課税世帯及び生活保護世帯の放課後児童クラブの通所にかかる利用料を減免し、経済的な負担を軽減することで、子育て支援サービスが利用しやすい体制を整えてまいります。

一方で、福祉保健センター内に設置しております、子育て世代包括支援センター“はっぴい”におきましては、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目ない相談に応じるとともに、関係機関と連携した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しており、先月からはこれに加えて、妊娠時・出産時に給付金を支給する経済的支援を一体的に実施する事業を開始し、引き続き来年度も継続して実施してまいります。

加えて、妊娠期から子育て期までの相談支援、居場所づくり等を強化するため、尾鷲総合病院の助産師及び子育てサポーターと連携した、産前産後サポート事業を開始するとともに、1か月児健診、新生児聴覚検査等の費用を助成し、医療機関等と連携した、包括的な子育て支援の充実をめざします。

このように、子育て世代の経済的・精神的な負担を軽減することにより、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を創るとともに、地域全体で子育てを支えあうまちづくりを目指し、一層、子育て支援の充実を図ってまいります。

(尾鷲総合病院)

次に、尾鷲総合病院についてであります。

先ず、最初に医師の体制について、本年度の4月に院長代行として着任していただきました産婦人科医の日下医師が、前院長の退職に伴い、急遽昨年7月1日付で院長に就任していただき、医師不足のなかコロナ対応などで手腕を発揮していただきました。

しかしながら、三重大学医学部の意向としては、この体制は本年度末までの暫定的な対応であり、次年度の体制づくりに苦慮しながら、三重大学医学部と協議を進めてまいりましたが、このたび、循環器・腎臓内科学の土肥教授のご英断により、本年4月1日付で、幸治^{こうじ}隆文病院長の着任が決まりましたこと、深甚なる感謝の意を表しますとともに、皆さまに報告させていただきます。

また、内科につきましては、院長の就任と同時に同医局からの派遣医師が1名増員となることも決定しました。

更に、昨年10月24日に熊野古道センターで開催されました知事と市長の円卓対話、知事と県民の円卓対話でも取り上げ、長年要望しておりました自治医科大卒業の医師の派遣につきましても、来年度から2名の常勤医師を当院に派遣することに決定した、との報告を県からいただきました。

一見知事には大変感謝しております。

このことから、来年度は現在の内科常勤医師4名から8名体制でスタートすることができることとなっております。

次に、外科につきましては、現在2名の常勤医師の体制であります。三重大学医学部の肝胆膵・移植外科学の水野教授の心温まるご配慮により、1名増員の3名体制になることも決定しました。

そのため、松阪・伊勢地区に紹介しておりました症例なども、当院で手術ができるケースが増えるものと考えております。

また、この医師についてはバディホスピタル制度を利用して着任することが決定しており、一時中断しておりました伊勢赤十字病院とのバディとしての深いつながりができることとなります。

更に、月に1回ではありますが、松阪中央総合病院から、心臓血管外科の医師による専門的な診察ができる体制となり、心臓関係の症例については、松阪まで行かなくても外来通院が可能となります。

次に、整形外科につきましては、現在常勤医師が1名体制のため交通事故等の対応ができず、松阪・伊勢地区への管外搬送が余儀なくされておりましたが、整形外科の須藤教授のご厚意により、来年度から常勤医師1名増員の報告を受けました。

これにより、重症度にもよりますが、当院への救急搬送の受け入れが増えるものと考えております。

このように、当院に対し、三重大学医学部並びに県の細やかで慮る心配りに対して、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、市民の皆さまの命と健康を守り、地域に欠かす事のできない病院として、様々なニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、尚一層のご理解とご協力を賜り、最寄りの病院としてご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、病院経営についてであります。

来年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法の分類で5類に移行することに伴い、コロナ関係の国からの補助の終了が見込まれております。

そのため、アフターコロナのなかにおいて、いかに医業収益を増加させていけるかが、持続可能な病院経営の鍵となるものと考えております。

これらの状況を踏まえ、医師の充実に伴い医業収益の増加見込、医療圏人口に見合った病床の規模の適正化や、地域での当院の役割を勘案し、持続可能な病院経営の方向性を示す「経営強化プラン」の策定に、来年度取り組んでまいります。

（高齢者福祉の推進）

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、昨年末現在で45.4%と国や県の平均を大きく上回っており、加えて、人口減少などにより、身寄りのない一人暮らしの高齢者の増加と、高齢者を支える地域の支え手不足が同時に深刻化しております。

このような状況のなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、個人の状態やニーズに応じて、既存サービスと地域の助け合いによる支援を組み合わせて利用できる、支援体制の構築と、支援内容の効果的な調整及び専門機関との連絡調整を担う、コーディネート機能の強化が求められております。

地域の助け合いによる支援体制の構築につきましては、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、住民の皆さまとの検討や、実証実験を行いながら進めてまいりました。

その結果、周辺部からの要望が多い、買い物支援につきましては、地域ボランティアのご協力を得ながら、社会福祉協議会が所有する車両を活用し、曾根・梶賀地区においては昨年4月から本格実施の運びとなり、また先月からは、新たに古江地区において実証運行を開始いたしました。

今後も、地域におけるニーズを丁寧に聞き取りながら、対象地域の拡大も検討するなど、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、併せて要望の多い、既存サービスが活用できない方へのゴミ出し支援につきましても、現在、社会福祉協議会と地域ボランティアの皆さまにより試験的に実施されており、引き続き支援の仕組みづくりを進めてまいります。

こうした住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働も踏まえながら、高齢者の通いの場づくり、介護予防教室の充実、認知症対策の推進等を図りつつ、地域医療と介護の連携体制の構築などと合わせて、高齢者の在宅生活を支える体制の強化を図り、本市に相応しい地域包括ケアシステムをより一層深化してまいります。

また、高齢者施策の指針となる「尾鷲市高齢者保健福祉計画」につきましても、来年度が3か年目の最終年度となることから、次期計画につきましても、紀北広域連合が策定する「第9期介護保険事業計画」と連携し、新たな課題や多様化するニーズに対応できる仕組みづくりを目指し、計画策定に取り組んでまいります。

(障がい者福祉の推進)

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者福祉の推進につきましても、障がい者施策の指針となる「紀北地域障がい者福祉計画」、「尾鷲市障がい福祉計画」及び「尾鷲市障がい児福祉計画」の基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向け、障がいのある方が、住み慣れた地域で自立しながら安心して生活を送ることができるよう、関係機関等と連携しながら、取り組んでいるところであります。

来年度においては、これら計画の最終年度となることから、紀北地域協議会をはじめ、関係機関と協議・連携し、障害者総合支援法及び関係法令の改正や国等の動向を踏まえ、地域における障がい者福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として、本計画の策定に取り組んでまいります。

また、発達が気になる子ども等への発達支援につきましては、引き続き療育教室の時間枠の確保に努め、安定した教室運営を図るとともに、児童発達支援センターの設置についても、引き続き、関係機関や団体、関係者等と議論を重ね、その実現に向けた協議を進めてまいります。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、物価高騰による負担増などにより、生活に困窮する方の増加が懸念されております。

このことから、尾鷲市社会福祉協議会と緊密に連携しながら、引き続き自立相談支援事業や家計改善事業により、生活に困窮する方に対する支援を行ってまいります。

また、社会参加に向けて支援を必要とする方等への訪問支援を行う、アウトリーチ支援強化事業や、本年度から開始いたしました、直ちに一般就労を行うことが困難な方に対して、就労に向けた事業所等での軽作業等を行う、就労準備支援事業を継続していくことで、社会との結びつきを深め、自立に向けた支援を実施してまいります。

（都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

尾鷲港と国道42号、更には三重県広域防災拠点を結ぶ幹線道路として、本市の防災対策上の重要な役割を担う「都市計画道路尾鷲港新田線」につきましては、事業主体である県において、計画路線上の用地買収及び建物補償が完了しております。

本市におきましても、昨年度より新墓地造成工事に着手し、現在、平場を設けるための土工の工程を終え、令和6年2月末の完成に向け、ブロック積工事等を進めているところであります。

また、新墓地造成工事の完了に合わせて、小原野新墓地への移転を予定している墓石管理者の方々を対象とした、補償契約の締結や墓地区画の抽選方法など、円滑に墓地移転が行われるよう、県や折

橋墓地移転推進委員会等の関係団体と、継続して協議を進めております。

今後も、当路線の早期供用開始に向け、地元の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましても、熊野尾鷲道路が完成し、現在は国土交通省と本市との連携事業としまして、防災拠点機能とパーキング機能を併せ持つ「国道42号尾鷲南簡易パーキング」の整備を進めております。

この施設は、平常時は休憩・情報提供施設として、災害時には復旧支援に対応した防災拠点としての活用を想定したものでありますが、今後、本市の新たな起点づくりのため、用途も考えながら、供用開始に向け、国土交通省と連携し進めてまいります。

（ふれあいバスのダイヤ改正）

次に、ふれあいバスのダイヤ改正についてであります。

本市におきましては、沿岸部に点在する各地域と市街地間を、バス利用者の利便性や、人口減少に伴う効率性を考慮し、いかに結ぶかが重要な課題となっております。

この課題を解消していくため、利便性が高く、持続可能で効率的な公共交通体系の構築を目指し、昨年3月に策定いたしました「尾鷲市地域公共交通計画」に基づき、本年4月1日より、九鬼地区以南の「ふれあいバス」を、現行の2路線から3路線に改める新ダイヤの運行を開始いたします。

このことにより、各路線での増便や乗車時間の短縮を図ることが可能となったため、市街地への交通が不便な同地域において、通院、買い物などの利便性が向上するものと考えております。

今後におきましても、地域住民の皆さまのニーズの把握に努めるとともに、各関係機関との連携、協議を重ね、快適な暮らしが維持でき、かつ安全で利便性の高い、持続可能な公共交通の確保に向けて、継続して取り組んでまいります。

(広域ごみ処理の推進)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

東紀州5市町で取り組んでいる広域ごみ処理施設整備につきましては、今月13日に、施設規模、処理方式、事業方式など施設整備の基本的事項を定める「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画」が答申されたところであります。

来年度においては、事業者選定などの事業を令和10年度の施設稼働を目標に、5市町で連携協議を行ってまいります。

本市にとって、現清掃工場の老朽化が激しく、計画通りに進行しなければ、市民サービスに大変大きな影響をもたらすものであり、本事業の推進に心血を注いでまいります。

(第3次尾鷲市環境基本計画)

次に、「第3次尾鷲市環境基本計画」についてであります。

本計画につきましては、来年度から10年間の本市の環境施策の目標を定めるものであります。パブリックコメントを終え、関係部署、議会からのご意見を踏まえ、最終案を来月中旬に環境審議会にて協議を行っていただき、同月中には基本計画の答申を受ける予定であります。

今回の計画には、「第7次尾鷲市総合計画」と整合性を図るとともに、本市のゼロカーボンシティ宣言を実現するための、脱炭素社会の実現を大きな目標の一つとして掲げており、来年度からは、基本計画の目標を達成できるよう、全庁を挙げて取り組み、市民の皆さまと協働して、具体的な実施計画を展開してまいりたいと考えております。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

令和3年6月に、気象庁による大雨警報の基準の見直しが行われ、大雨警報が「災害の恐れのある旨を警告するもの」となっております。

市民の皆さまにおかれましては、この基準の変更を十分ご認識いただき、適切な避難行動を心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本市といたしましても、このことの周知啓発に努めるとともに、土砂災害を想定した防災訓練等を継続して実施し、防災情報を的確な避難行動に結びつけることができるよう、鋭意取り組んでまいります。

一方で、南海トラフ巨大地震の恐れや、線状降水帯による集中豪雨等、巨大化している災害の発生が危惧されているなか、地域の安全・安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である自主防災会や消防団を中心として、地域における防災力を充実強化することが極めて重要であります。

自主防災会では、地域の安全性を高めるため、防災備蓄品の点検整備や避難路の検討などを実施されておりますが、このような地域の取り組みについて、補助金の上限額の増額により、更なる支援の強化を図るとともに、避難路整備では予算を増額し、各地区で検討された避難路の一層の充実を図ります。

また、地域を守る中核的な組織である消防団につきましては、活動の拠点となる施設整備として、須賀利地区の車庫の建て替えを行うとともに、改良型の放水筒先^{つつさき}を導入し、消防力の維持・向上に努めてまいります。

一方で、津波避難タワーにつきましては、全国各地で頻発する地震の発生状況を鑑みると、その必要性が一層強まっているものと感じている次第であり、早期の整備実現に向けて、現在取り組みを進めているところであります。

いずれにいたしましても、市民の皆さま一人ひとりが、自然災害の危険性を改めて意識していただき、災害に対する備えを整えてお

くことが、本市の防災力・減災力の向上につながっていくことと確信しております。

今後におきましても、自助・共助・公助の取り組みによる防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足が進み、耕作放棄地が増加するなど、依然として厳しい状況にあります。農林水産省では、2050年までに温室効果ガス排出ゼロを目指す国の方針のもと、第一次産業の分野において、環境負荷を軽減しながら、持続可能な食料システムを構築していく「みどりの食料システム戦略」が進められております。

本市におきましても、この戦略に基づき、ゼロカーボンシティの取り組みと連動させた、新たな農業振興の切り口として、本年度4月から「有機農業産地づくり緊急対策事業」をスタートさせ、県をはじめ、農業者、加工流通事業者、消費者の方々に広くご意見をいただきながら、本市において有機農業を普及していくため、実施計画の策定に取り組んでいるところであります。

来年度では、その実施計画に基づき、有機農業の推進による農業生産の活性化や、それに伴う遊休農地、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを、国の支援を受けながら、具体的に進めてまいります。

また、今月18日に開催いたしました、「ファーマーズマルシェ in O W A S E」におきましては、市内外より約1,200人もの多くの方にご来場をいただき、消費者の皆さまに、有機農業の持つ特徴を知っていただく機会となりました。

環境への負荷を軽減する安全・安心な農産物は、今後、更に注目を集めるものと期待しており、ゼロカーボンシティ宣言でのカーボンニュートラルの推進と併せて、オーガニック市場のなかで価値づけしてまいりたいと考えております。

次に、農業からの地域づくりに関する新しい動きについてであります。

現在、向井地区におきまして、「おわせむかい農園」を核とした体験農業・観光農園による農業振興、まちづくりの取り組みを進めております。

同園では、昨年11月に、国内有数の名門校としても名高い「東京学芸大学附属高等学校」の修学旅行において、農業体験メニューとして40人の生徒の受け入れを行ったほか、今月には、同園の甘夏の木のオーナーになっていただいている企業から、子どもたちに収穫体験をさせてあげたい、との申し入れにより、市内の親子ら54人が摘果^{てっか}作業を体験いたしました。

修学旅行の受け入れでは、普段農作業に携わる機会が少ない都市部の生徒にとっては大変貴重な経験となった、という声が多く寄せられるとともに、農園内に甘夏の植樹を行うことで、今後の再訪など、関係人口の創出にも期待でき、このような新たなアプローチでの農業の展開に向けた支援を継続・強化してまいります。

また、天満地区での甘夏ミカン栽培におきましては、地域おこし協力隊による遊休化した甘夏園地の再生が進み、今期より甘夏の試験出荷を開始しております。

甘夏収穫期の労働力不足の問題につきましても、農業者とおわせ暮らしサポートセンターが連携し、試行的に市外から収穫期アルバイトを募集したところ、5人の労働力を確保することができたことなどから、来年度では、今後ますます深刻化する担い手不足対策として、関係人口創出事業を創設するなど、積極的に取り組んでまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の林業を取り巻く環境は依然厳しく、森林所有者の林業経営の意欲の低下に伴い、適切に管理されていない森林の増加は、森林の多面的機能の低下に直結する、深刻な状況となっております。

こうしたなか、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することが、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理には不可欠であることから、本市におきましては、先ずは、国から交付されている森林環境譲与税を活用した、個人所有の手入れが行われていない森林の整備を進めてまいります。

本事業では、所有者の意向により、市に経営管理を委託したいという森林について、現地における測量及び森林調査を行い、管理計画にあたる経営管理権集積計画を作成し、森林整備を実施することとなっております。

来年度では、これまで所有者の意向調査などを行ってきた須賀利地区の森林での測量、森林調査、間伐をはじめ、三木里地区においても、同様の作業に着手してまいります。

本事業により、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るだけでなく、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者へ経営管理をつなぐシステムを構築し、林業の持続的発展を目指してまいります。

次に、ゼロカーボンシティの取り組みにおける、林業の新しいアプローチについてであります。

世界規模でのカーボンニュートラルの取り組みについては、気候変動対策と生物多様性の保全・回復を、同時に配慮した活動を進める流れが加速しており、日本においても経済界では、気候変動対策と生物多様性を両輪で進めなければならない、という考え方が浸透しつつあります。

現在、ヤフー株式会社からの企業版ふるさと納税を活用し、九鬼地区内の市有林で整備を進めている、いわゆる「みんなの森」においては、林業施業で悪化した森林環境を回復させるための土壌改良、水脈整備、林床保全など、生物多様性の回復につなげる作業と、それに伴う生物量調査などを行っております。

来年度では、こうした取り組みを企業等の経済活動に連動させ、本来の林業の持つ多面的機能を十分に発揮しながら、経済林としても成立する、新しい森林整備のあり方を模索してまいります。

(獣害対策)

次に、獣害対策についてであります。

獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部のご協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理や獣害柵の設置などを行っております。

しかしながら、生活環境被害の問い合わせ、対策の依頼が増加していることから、捕獲活動における捕獲報償金を引き上げ、捕獲を強化していくとともに、防除指導、被害多発地域での追い払いなど、即時に対応できる体制についても継続してまいります。

また、農業犬の活用や新たな獣害対策についても、具体的検証を進め、農林業被害や生活環境被害の軽減に取り組んでまいります。

(水産業・関連産業の振興)

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市の漁業は、市の魚にも指定されているブリの漁獲量が一番多く、近年、特に増加傾向で推移しております。

尾鷲の天然ブリは、春先に産卵のため北の海から南下し、体脂肪率が15%から30%と、脂の乗りが良いのが特徴である一方、一般的に「寒ブリ」と言われる冬場に比べると、値段が安くなってしまいうことが大きな課題であります。

このため、「春ブリ」のおいしいイメージを浸透させるべく、春ブリの身質が良いことの裏付けとなる科学的調査や、尾鷲のブリが「春に漁獲される出世魚」であることを生かし、本市や市内企業等の新規採用職員へのブリの贈呈など、消費者の目を引くイベントを実施し、情報発信に努めてまいります。

次に、本市が日本一の養殖生産量を誇る、マハタの養殖についてであります。

マハタの高水温等による疾病被害を低減させる取り組みについては、より安全・安心な生産体制の確立を目的として、昨年から、

国の補助事業を活用した、衛生管理を改善させるための事業を開始いたしました。

来年度においても、その普及定着に向け、引き続き事業を継続し、疾病対策のマニュアル化及びこれに基づく衛生管理体制の強化に取り組んでまいります。

春ブリとマハタについては、本市の水産物のなかでもとりわけ重要な魚種であると認識しており、昨年度から重点的にPRに取り組んだ結果、マスコミへの露出の増加に加え、県内外の小売量販店で大々的にフェアを開催していただくなど、新規マーケットの開拓にもつながったものであります。

来年度においても、引き続き、尾鷲の魚のPRやマーケットの開拓に取り組んでまいります。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用した、尾鷲魚市場の機能の充実及び地元産の魚を使用した学校・保育園への給食の提供、給食に併せた市職員による出前授業を実施いたしました。

加えて、県内の教職員を対象とした、各市町の郷土を学ぶための研修である、三重県市町教育長会指導主事会の研修会において、尾鷲産マダイの調理実習を実施するなど、各種の魚食普及啓発活動を積極的に行ったところであります。

今後も引き続き、庁内各課が協力・連携して、地元産の「お魚給食」及び出前授業を実施していくことで、幼少期から本市の水産物の魅力を楽しく学ぶ機会をつくり、まち全体で一丸となった「水産のまち尾鷲」の魅力発信に向けて、機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、近年、水産物を中心とした飲食の取り組みや、地形や景観を生かした観光的な取り組みが進む九鬼町において、来年度に、水産物の魅力発信の強化、販路開拓等に取り組む地域おこし協力隊員を採用いたします。

これにより、漁村の魅力を地域活性化につなげる仕組みづくりに取り組んでまいります。

その他、もうひとつの新たな取り組みとして、古江漁港では、海洋深層水を活用した、海藻の陸上養殖を行う民間企業が、試験事業を開始しております。

当該企業は、高水温化による天然海藻の減少に対し、陸上において海面養殖用の種苗生産も計画しており、本市としてもこのような企業体と地元漁業者との連携強化を図り、漁業者の収入増につなげるとともに、ゼロカーボンシティとも連携した地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(商工振興)

次に、商工振興についてであります。

長期間にわたるコロナ禍により、市内経済は大きな影響を受けており、より一層の地域産業の活性化が求められております。

こうしたことから、本市ならではの地域資源を最大限に活用し、地域が一体となった商工業の振興施策により、雇用の場を創出することが必要であります。

本市には、海の恵みや山の恵みからなる「食」をはじめとする様々な地場産品があり、より多くの皆さまに知っていただき「買って、食べて、楽しんで」いただくことが、販路を拡大し地域経済への波及効果があるものと捉えております。

このことから、本市、尾鷲商工会議所や金融機関など、多様な主体により構成される、尾鷲市地域経済活性化協議会では、本年度も引き続き事業者への伴走型による新商品の開発、既存商品の磨き上げを実践し、ウェブ商談会やスーパーマーケット トレードショーへ出店し、本地域の製品の販路拡大などを実施してまいります。

また、新しい取り組みとして、地域内の雇用の充実・拡大を促進するために、地域企業の情報発信をはじめ、他地域の大学生などと連携し、本市の魅力や地域資源の掘り起こしを行い、関係人口の増加や、地域での就業の気付きを促してまいります。

今後、商工振興を推し進めるためには、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と連携を密にすることが肝要であり、地域一体となって産業の活性化につなげてまいります。

(みえ尾鷲海洋深層水事業)

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

本事業につきましては、これまでも、分水試験や分水モニタリング、情報発信に取り組みながら、施設運営費の見直しにも着手してまいりました。

現在、水産加工品や活魚車への利用、食品製造においても、その特性を生かした利用が実践されております。

本年度からは、更なる知名度の向上、分水量の増加を図るため、通信販売事業に着手いたしました。

このことにより、マリンアクアリウムでの利用だけでなく、海水温熱・温浴などでもご活用いただき、また、ご利用に際してはリピート率も高い結果となっております。

今後も、みえ尾鷲海洋深層水ならではの特徴を生かしながら、新しい顧客の獲得による知名度の向上を図り、本地域の産業の活性化に取り組んでまいります。

(観光振興)

次に、観光振興についてであります。

本市への集客交流人口の拡大に向けては、市内の魅力ある観光資源について、「旅マエ」「旅ナカ」「旅アト」での情報の充実が、今後、更に求められることから、ウェブやSNSを中心とした情報発信をより一層強化し、誘客の増加へつなげていく必要があります。

そこで、昨年は世界遺産熊野古道を中心とする本市の観光プロモーションを実施し「ハッシュタグ おわせツーリズム2022」として、世界遺産熊野古道にスポットをあてた投稿を1年間行い、新規フォロワー数の増加という結果からも、ご好評をいただいたと認識しているところであります。

先月からは、昨年ご好評をいただいた世界遺産熊野古道だけではなく、違った角度から「ハッシュタグ 休日おわせ」として尾鷲の魅力を紹介しており、来訪へのきっかけとしてつなげていくよう努めているところであります。

また、4大イベントに関しましては、2年続けての中止・中断を余儀なくされておりましたが、本年度は、大会関係者の皆さまのご尽力並びに市民の皆さまのご理解とご協力により、3年振りに開催することができました。

尾鷲の夏の風物詩である「おわせ港まつり」につきましては、昨年は「おわせ市民花火」として開催し、コロナ禍でのイベントの形を表現できたと自信を深めたところであります。

来年度は第70回の記念大会であり、市民の皆さまはもちろんのこと、ふるさと納税支援者の来訪を含めた市外からのお客様もお迎えし、盛大に開催できるよう大会関係者の皆さまと協働で取り組んでまいります。

また、秋のイベントとして「全国尾鷲節コンクール」「おわせ海・山ツーデーウォーク」「尾鷲磯釣大会」におきましても、毎年参加を楽しみにしている皆さまの期待に応え、盛大に開催できるよう、おもてなしを充実するなどして、大会の魅力アップと参加者及び来場者の満足度向上に努め、集客につながるよう取り組みを進めてまいります。

次に、中核的観光交流施設である「夢古道おわせ」に関しましては、市民の皆さまの憩いの場として、そして、本市への訪問の目的地となるべく、指定管理者とともに取り組みを進めております。

本年度においては、温浴施設内のドライサウナの修繕を8月に実施しており、加えて、「海鮮レストラン イサバヤ」が10月にオープンするなど、利用者の満足度向上に向けて取り組んでまいりました。

来年度におきましては、来訪者の皆さまの更なる満足度の向上を図るため、世界遺産熊野古道を中心とした観光振興事業を計画し、信金中央金庫からの「企業版ふるさと納税」による多大なるご寄附

を活用し、施設外壁の刷新といった受け入れ環境の整備を進めてまいります。

信金中央金庫、並びに、当寄附対象事業としてご推薦にご尽力いただきました紀北信用金庫各位に、改めて厚く御礼申し上げます。

このように、中核的観光交流の拠点として、コロナ禍以前の賑わいを目指し、市内で開催されるイベントとの連携や、施設での期間限定イベントの充実、そして、訪れた皆さまの「旅ナカ」情報の充実に寄与するWIFI環境の構築など、施設ならではの魅力を最大限活用し、尾鷲観光物産協会をはじめとした関係団体と連携しながら、指定管理者とともに誘客拡大に向け、取り組んでまいります。

（三木里海水浴場）

次に、三木里海水浴場についてであります。

三木里海水浴場には、例年賑わいを見せる夏場において、市内外からたくさんの遊泳客が訪れております。

しかしながら、昨年開設時期において、海水浴場やその付近でのゴミの放置、施設外での無断駐車や夜中の喧噪など、地区住民の皆さまに不安を与えるような状況を把握したところであります。

こうしたことから、本年は、地区住民の皆さまの不安を少しでも軽減できるよう、駐車場管理、海岸連絡員の増員を図るなど、適切な対応を実施していく考えであります。

夏の時期には、本年もたくさんの来訪客が予想されるところであり、県、関係機関そして地区の皆さまと連携を図り、自然豊かな海岸の保全のもと、持続可能な本市の観光資源として、その活用に取り組んでまいります。

（第31回バイブズ ミーティングの誘致開催）

次に、第31回バイブズ ミーティングの誘致開催についてであります。

先ず、「バイブズ ミーティング」とは、「オートバイの雄」とも言われているハーレー・ダビットソンの専門雑誌である「バイブズ」

を発行する「有限会社 源^{げん}」が主催する、全国のハーレーに乗るバイカー5千人から1万人が集まり、毎年1回、2泊3日のキャンプなどを通じて、互いの親睦を深めるイベントであります。

本イベント開催につきましては、実面積で最低でも15万㎡以上の土地を要することから、昨年度、県内の民間事業者の皆さまから、県内誘致に向けて、是非、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用させていただけないか、との相談があり、土地所有者である中部電力のご協力のもと、本年11月3日から5日までの予定で、本市で開催する運びとなりました。

本市といたしましても、尾鷲の人口に匹敵する来訪者を迎えらるほどの大規模なイベントを、本市で3日間開催していただけることをチャンスと捉え、本イベントに対し後援するとともに、市内・県内の民間事業者の皆さまなどと連携を図りながら、集客交流人口の拡大による、地域経済の活性化に結び付けてまいりたいと考えております。

なお、本イベントを成功に導くためには、市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠であり、謹んでお願い申し上げます。

（ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

全国の寄附者の皆さまからお寄せいただいた応援寄附金は、令和2年度、3年度には、従来の寄附額を大きく上回る4億円を達成し、更に本年度の寄附申請額は5億円を超え、年度末を待たずして、すでに過去最高額となっており、寄附申請者は約4万人と、本市人口の2倍を大きく超える方々からの応援をいただいております。

この状況を大きなチャンスと捉え、このふるさと納税を通じて、本市を選んでいただいた、寄附者の皆さまとのつながりが作れるものと感じております。

このことから、事業者と協力して都市部に出向き、寄附者を対象とした返礼品の試食会、基幹産業の紹介や移住相談など、本市をま

るごと体験できる「感謝祭」を実施し、寄附者と地域の継続的な関係を築いてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、ふるさと納税事業の拡大を図るとともに、ふるさと納税をきっかけとした、関係交流人口の創出と拡大をより一層進めてまいります。

（教育大綱、教育ビジョン）

次に、尾鷲市教育大綱、教育ビジョンについてであります。

昨年度より検討を進めてまいりました本大綱及びビジョンにつきましては、議会、教育委員会及び策定委員会等での協議を経て、本年4月を始期として策定したところであります。

まず、教育大綱では、「第7次尾鷲市総合計画」の基本目標に定める「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」の実現に向け、これまでの取り組みを検証し、来年度からの本市の教育について、その目標、施策の根本となる方針、いわゆる柱となる部分を定め、今後5年間の進むべき方向性を示しております。

また、教育ビジョンでは、教育大綱をベースとして、就学前教育・学校教育・生涯教育の3つの柱に沿って、現状と課題を整理したうえで、数値目標を掲げて、より詳細で具体的な推進計画を示しております。

本市には、基礎学力の定着など、様々な教育課題が山積しており、その課題解決のためには、市民の皆さまと共通理解のもと、地域・家庭・学校が連携協力し、教育の充実を図る必要があります。

保護者や地域住民の皆さまに、教育活動への積極的な参加を呼びかけ、地域づくりの視点を持った取り組みを進めてまいります。

（基礎学力の定着及び向上）

次に、基礎学力の定着及び向上についてであります。

これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒の全体の傾向として、基礎学力の定着について課題があること、家

庭学習の時間が少ないこと、ゲームなどに多くの時間を使う子どもの割合が高いこと、などの課題が明らかになっております。

これらの課題の解決に向けて、「尾鷲市教育ビジョン」では、「確かな学力の定着」を重点目標の一つとして掲げ、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と学ぶ意欲の向上」「教職員の指導力の向上」及び「家庭・学校・地域の連携による教育の推進」の3方向から具体的な施策を進めることといたしました。

特に3点目の「家庭・学校・地域の連携による教育の推進」に関しては、本年度新たに「学力向上推進協議会」を設置し、学校・PTA・地域の連携協力のもと、課題を共有し、子どもたちの基礎学力の定着と生活・学習習慣の改善に向けて、活動をスタートしております。

なお、本年度の活動としまして、子どもたちの生活・学習状況の把握・分析、「ノーメディアデー」の試み、講演会開催などによる保護者への啓発活動に取り組んでおります。

今後も、本協議会を有効活用し、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの生活・学習習慣の改善と基礎学力の向上に取り組んでまいります。

（尾鷲中学校の給食）

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

今月に尾鷲市学校給食センターが完成し、保護者の皆さまの念願でありました、尾鷲中学校での学校給食が、本年4月より実施できる運びとなりました。

また、今までは各家庭からご協力をいただいております、尾鷲小学校の米飯給食につきましても、米飯を家庭からご持参いただくことなく、給食センターから提供することができるようになり、本市の全ての学校において、完全給食の導入が実現いたします。

このことにつきましては、尾鷲小学校保護者の皆さまをはじめとして、議員並びに関係者の皆さまのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

今後におきましても、子どもたちの学習環境の整備や、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

（屋内運動場等のLED化）

次に、小・中学校屋内運動場等のLED化についてであります。

本事業につきましては、老朽化が進む各学校の屋内運動場等の照明設備をLED照明に改修することで、児童・生徒が快適に運動できる環境の整備と、設備の長寿命化を目的としております。

各学校の屋内運動場については、夜間の学校開放利用も多く、その際の点灯時間が長いため、消費電力の多さも懸念事項となっております。

来年度におきまして、屋内運動場等をLED照明に改修することにより、消費電力を削減し、省エネ化が図れるなど、ゼロカーボンシティの推進に寄与できることに加え、災害発生時の避難所機能としても有効活用できるものと考えております。

（生涯教育の推進）

次に、生涯教育の推進についてであります。

今月に策定された第2次尾鷲市教育ビジョンの基本方針において、「誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を掲げております。

この考えを基軸として、特に講座、サークル活動支援事業、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり、そして子育て世帯を対象とした子育て支援イベント「子育てHAPPY DAY」の充実を図ってまいります。

人生100年時代を見据え、多種多様な学習機会を提供していくため、新たな講座等の実施や、子どもたちが自ら考える力や豊かな心を育む機会の充実に向け、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

次に、市立運動場テニスコートの改修整備についてであります。

同テニスコートにつきましては、昭和63年にハードコートに改修して以来、大規模な改修が行われておらず、老朽化が課題となっております。

昨年6月の定例会におきまして、日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興くじ助成金」を活用した同テニスコートの全面改修整備について補正予算の計上を行い、このたび、砂入り人工芝コートへの改修の施工が完了し、明日3月1日より供用を開始いたします。

本改修工事につきましては、総工事費約5,320万円となりましたが、スポーツ振興くじ助成金と過疎対策事業債が採用され、市の実質負担額は、約787万円となる見込みであります。

今回の改修整備により、市民や学生の皆さんに安全・安心で快適なスポーツ環境の提供ができるようになり、テニス大会やテニス講習会等の開催を通じて、スポーツ振興と健康増進を推進してまいります。

(国市浜公園整備事業の推進)

次に、国市浜公園整備事業の推進についてであります。

東紀州5市町で進めております、現市営野球場への「広域ごみ処理施設」整備に伴う、代替球場及び避難施設整備を含む国市浜公園整備につきましては、昨年の尾鷲市都市計画審議会、臨時会での議決を経た上で、国の社会資本整備総合交付金の活用を図りながら、鋭意、取り組みを進めているところであります。

現在進めております、測量・基本設計・実施設計業務につきましては、今月8日に開催された行政常任委員会において、野球場の配置レイアウト案など、進捗状況を報告させていただいたところではありますが、今後は、野球関係者をはじめ、関連する団体など皆さまのご意見も伺いながら、より良い施設整備を目指してまいりたいと考えております。

なお、当該業務に係る予算につきましては、現在、民間団体から国市浜公園内での、スポーツ施設の建設を含めた提案をいただいていることもあることから、翌年度の令和5年度に繰り越しを行い、引き続き実施設計を進めるとともに、造成工事に係る予算については、実施設計の進捗状況も踏まえながら、しかるべき時期に予算計上をさせていただきたいと考えております。

本事業は、東紀州地域におけるスポーツ振興を通じた、集客交流人口の拡大による地域活性化にもつながる取り組みでありますので、引き続き国の支援もいただきながら、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

（社会教育、社会体育施設の老朽化対策）

次に、社会教育、社会体育施設の老朽化対策についてであります。

先ず、中央公民館については、昭和55年に竣工し、文化振興や生涯学習、世代を超えた交流の場として、多くの市民の皆さまなどにご利用いただいておりますが、平成21年実施の耐震診断で非耐震構造の結果が出ていることを受け、令和2年度に策定した「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、本年度、耐震補強設計を実施いたしました。

中央公民館の耐震補強工事につきましては、市庁舎の耐震補強工事に活用いたしました、有利な地方債である「緊急防災・減災対策事業債」の活用を予定しております。

本年度の耐震補強設計につきましては、「構造部分の耐震補強のみ」の設計となっていることから、現在、避難所施設として耐震補強工事と併せて地方債の活用が可能である、空調設備の更新やトイレのバリアフリー化工事等の追加について、検討を行っております。

今後、設計の進捗と調整を図りながら、来年度の早い時期に予算計上を行い、耐震改修を進めてまいりたいと考えております。

安全・安心な生涯学習活動を行う拠点施設として、市民の皆さまへの学習機会の提供を推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

一方、体育文化会館については、昭和42年に竣工し、スポーツ振興と健康・体力の向上を目的にご利用いただいておりますが、築55年が経過し、暴風雨の際の雨漏りなどにより、市民の皆さまのご利用において十分な対応が行えていない状況でありました。

本年度において、耐震診断及び判定等業務委託を実施し、今回の耐震診断の結果、大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い、という結果となっております。

この判定結果を踏まえ、利用者の安全確保を第一に検討を重ねた結果、当該施設につきましては、今月8日以降、使用を中止することといたしました。

当面、利用者の方々には、教育委員会が所管する市内の小・中学校の体育施設の学校開放や、県教育委員会が所管する、市内高等学校等の体育施設の学校開放の活用について調整させていただくとともに、市コミュニティーセンターの活用や、その他公共施設でのスポーツ活動の実施を検討しております。

市民の皆さまには、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(DXの推進)

次に、DXの推進についてであります。

国におきましては、令和3年にデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル庁の発足以降、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するため、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションを積極的に進めております。

こうしたなか、昨年12月には、これまでの「地方創生」の取り組みに加え、デジタルの力を活用して加速させることを目的に、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、「デジタル田園都

市国家構想総合戦略」として改訂され、デジタル実装に取り組む地方公共団体を支援することとしております。

加えて、普通交付税において、マイナンバーカードの交付率に応じて割増し交付を行う方針を打ち出すなど、地方自治体に対し、積極的なDXの推進を求めています。

本市におきましても、本年度を始期としております「第7次尾鷲市総合計画」において、「Society5.0」を「これから10年のまちづくりの重要かつ横断的な視点」として位置づけております。

また、総合計画と一体的に策定した「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第5次尾鷲市行財政改革大綱」においても、デジタル技術の活用の推進を示していることから、今後、いかにスピード感をもって具体的に進めていくかが課題と考えております。

このことから、これらの課題に迅速に対応するために、デジタル化に係る施策を横断的に統括する組織として、来年度から新たに「デジタル推進係」を新設し、社会環境の変化に合わせた市民サービスの向上に取り組んでまいります。

一方で、これらの施策を推進していくための基盤となる「マイナンバーカードの普及」については、昨年度より、特に業務処理能力の向上と体制強化を進め、「業務フローの見直し」「交付端末の増設」「木曜日の夜間受付」や「会計年度任用職員の加配」を行い、窓口対応件数の強化を図っております。

更に、昨年8月からは、各地区センターで申請から交付までが行える体制を整えるとともに、同年12月からは、木曜日に加え、火曜日、金曜日の夜間と、第一土曜日にも交付受付を行っております。

先月末の普及状況は、申請率69.0%、交付率52.4%と、県下では低い数字であり、今後も継続して、更なる普及促進に努めてまいりますので、未だ申請登録をされていない皆さまには、是非お済ませいただきますよう、お願い申し上げます。

（空家等対策）

次に、空家等対策についてであります。

近年、全国的に適正な管理が行われていない、管理不全な空家の影響が年々深刻化しており、危険家屋等の対応が大きな行政課題となっております。

昨年度に本市にて実施いたしました、特定空家等の認定に係る調査において、倒壊の危険性が高く、除却すべきとの調査結果を受けた、特に生活環境への悪影響が懸念される物件について、尾鷲市空家等審議会での協議を経て、特定空家等として認定したところであります。

倒壊の危険性が高い当該物件につきましては、相続放棄により所有者が存在しないことを踏まえ、来年度には、可能な限り、早期に代執行による除却を実施してまいりたいと考えております。

今後、市民の皆さまの安全で安心な暮らしを実現していくため、所有者自らの責任において、空家等の適正な管理に努めるよう啓発に取り組むとともに、特定空家等の発生予防に向けた対策を、総合的に講じてまいりたいと考えております。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第3号から諮問第1号までの25件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正が11件、予算関連が10件、その他が3件、諮問が1件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」につきましては、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質・量的な拡大が不可避であることに対応するため、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールを法律で規定されたことから、現行の「尾鷲市個人情報保護条例」を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

議案第4号「尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定について」につきましては、現行の「尾鷲市個人情報保護条例」において、個人情報保護審査会に係る規定が明記されておりましたが、本条例が廃止されることに伴い、新たに審査会の設置に係る条例を制定するものであります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第5号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年12月の定例会において可決されました本条例について、「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例」と「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」における定年延長に関する規定を新たに追記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

議案第6号「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について」につきましては、現行の「尾鷲市個人情報保護条例」が廃止されることに伴い、引用される個人情報の定義を「個人情報の保護に関する法律」の定義に合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページをご覧ください。

議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、国の人事院勧告に準拠し、来年度以降に係る会計年度任用職員の給料を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、34ページをご覧ください。

議案第8号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」につきましては、本年4月に発足される「子ども家庭庁」に係る法令等の改正に伴い、児童の安全確保による改正や法改正に係る義務的改正などをするため、第1条関係の「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から第4条関係の「尾鷲市子ども・子育て会議条例」までの関係条例を、一括して改正するものであります。

次に、40ページをご覧ください。

議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、これまで、本市では年度末までに15歳となる子どもに対して医療費の自己負担額を助成しておりますが、助成対象を18歳の子どもまで拡大する福祉医療費助成制度の見直しを行うことにより、保健の向上と福祉の増進及び子育て支援への対応の一環として実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、42ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、社会保障審議会において出産育児一時金を引き上げるべきと示されたことに伴い、健康保険法施行令等が改正されたことから、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、44ページをご覧ください。

議案第11号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、令和4年度税制改正の大綱に基づき、地方税法施行令が改正されたことから、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、46ページをご覧ください。

議案第12号「尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定外公共物管理条例の一部改正について」につきましては、占用料等の徴収に係る規定について、徴収の方法及び納入期限等を定める条文を統一して明記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、48ページをご覧ください。

議案第13号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年5月に宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布され、本年5月26日から施行されることに伴い、宅地造成等規制法の題名が宅地造成及び特定盛土等規制法に改められることから、法律名を引用している箇所について条例の一部を改正するものであります。

次に、50ページの議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、59ページの議案第23号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの10議案について説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、令和3年度決算における経常収支比率が89.6%となり、前年度比9.2ポイント改善されるとともに、国が定める健全化判断比率においても、引き続き早期健全化基準を下回るなど、現状においては比較的健全な状態を保っております。

しかし今後、少子高齢化、人口減少等が進むなかにおいて、主な自主財源である市税収入の減少傾向が続いており、地方交付税等の依存財源に財政状況が大きく左右される体質が、依然として続く予想されます。

こうした状況のなかで、財政健全化の一環として取り組みを強化しているふるさと応援寄附金が、本年度において5億円を超えるなど、本市を応援したいという思いの皆さまが年々増加していることは、大変ありがたく感謝に堪えないところであり、こうした思いに応えるべく、本市の課題解決に資する取り組みに有効活用させていただく所存であります。

本予算につきましては、財政とのバランスを考慮しつつも、行政課題の解決を一步ずつ着実に前へ進め「住みたいまち 住み続けたいまち」を実現していくことを念頭においた上で、市民サービスの向上を図るべく、子ども子育て支援、地域医療体制、産業振興、防災・減災、脱炭素化に向けた取り組み、及び公共施設個別計画に基づく老朽化施設への対応等を始めとする「第7次尾鷲市総合計画」に掲げた施策を、総合的に推進していくための予算編成を行っております。

(当初予算の規模)

それでは、令和5年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和5年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比2.6%増の100億1,447万5千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、1.1%増の20億8,559万7千円、後期高齢者医療事業会計は、2.

0%増の6億8,014万8千円、企業会計においては、病院事業会計で、4.8%増の52億716万円、水道事業会計で、2.7%増の8億5,897万円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比3.0%増の188億4,635万円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税は、令和4年度の各税目の調定見込額等を踏まえ、市税全体として対前年度比0.8%減の18億5,792万8千円を計上しております。

2款、地方譲与税は、森林環境譲与税の減額により0.3%減の8,458万円を計上しております。

3款、利子割交付金から9款、地方特例交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

10款、地方交付税は、令和4年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で7,500万円の減額、特別交付税では5,000万円の増額を見込み、地方交付税総額で0.6%減の40億4,000万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、市営野球場解体工事設計業務等委託費負担金853万8千円の皆増などにより、21.2%増の6,987万4千円を計上しております。

13款、使用料及び手数料は、3.4%減の1億959万4千円、14款、国庫支出金は、道路メンテナンス事業補助金3,884万1千円の皆増などにより、1.1%増の10億10万9千円を計上しております。

15款、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,350万円の減額、及び参議院議員選挙執行委託金1,959万6千円の皆減などにより、5.9%減の5億5,489万円を計上しております。

16款、財産収入は、立木売払収入121万6千円の減額などにより、8.8%減の1,671万円を計上しております。

17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を5,000万円増額の4億円と見込み、計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金3億2,507万5千円、ふるさと応援基金繰入金3億5,266万5千円など、59.5%増の7億6,145万7千円を計上しております。

20款、諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償金7,994万4千円の増額などにより、16.4%増の2億8,283万2千円を計上しております。

21款、市債は、臨時財政対策債6,300万円の減額などにより、17.5%減の3億6,910万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比0.4%減の45億5,283万円となっております。

まず、人件費は、主に職員退職手当の減少などにより、2.9%減の16億3,200万7千円を計上しております。

扶助費は、医療扶助費の増加などにより、3.0%増の18億3,755万4千円を計上しております。

公債費は2.2%減の10億8,326万9千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、電気料金の高騰に伴う光熱水費4,112万9千円の増額、ふるさと納税指定納付事務等手数料1,712万7千円の増額などにより、6.2%増の18億1,970万5千円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金 7, 668 万 9 千円の増額などにより、5.7%増の 13 億 9, 322 万 5 千円を計上しております。

積立金は、ふるさと応援基金積立金 4, 400 万円の増額、森林環境譲与税基金積立金 1, 668 万 4 千円の減額などの増減要因により、12.6%増の 2 億 4, 000 万円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費 2, 700 万円の減額などにより、14.2%減の 1 億 4, 226 万 3 千円を計上、単独事業費で、墓地移転事業費 7, 134 万 2 千円の増額などにより、13.9%増の 5 億 7, 364 万 6 千円を計上し、総額で 6.1%増の 7 億 6, 624 万 3 千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

18 ページをご覧ください。

メールシーラー保守業務委託をはじめ 3 件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

19 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の増加見込などにより、対前年度比 1.1%増の 20 億 8, 559 万 7 千円を計上しております。

20 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、2.0%増の 6 億 8, 014 万 8 千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

21ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で4億1,588万1千円、支出で4億7,181万円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で5億2,109万9千円、支出で7億3,535万円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億3,324万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4万7千円並びに過年度分損益勘定留保資金2億3,276万4千円で補てんするものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和6年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

22ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で4億8,373万2千円、支出で5億1,960万7千円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で8,144万7千円、支出で3億3,936万3千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,791万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、令和4年度補正予算について説明いたします。

お手元に配布の「令和４年度一般会計補正予算（第１４号）主要事項説明」の１ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で１億３，１９０万８千円を追加、国民健康保険事業会計で６，１４８万３千円を追加、後期高齢者医療事業会計で３，６６９万８千円を追加、また、病院事業会計では、歳入で９，４３５万円を追加、歳出で１，６７３万８千円を減額、水道事業会計では、歳入で１，１１３万８千円、歳出で１，５０５万３千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を２０４億７，０９７万２千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

２ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

１款、市税４，８１８万９千円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

１０款、地方交付税８，２１２万７千円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

１４款、国庫支出金２，７２９万４千円の減額は、対象者が見込みを下回ったことによる、児童手当交付金９９８万３千円の減額、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金６７０万円の減額などによるものであります。

１５款、県支出金３，１９２万８千円の減額は、事業費の減額による地籍調査補助金８４７万２千円の減額、参議院議員選挙執行委託金７８６万円の減額などによるものであります。

１６款、財産収入５４５万４千円の増額は、立木売却収入４４９万７千円の増額などによるものであります。

１７款、寄附金１，０９０万円の増額は、企業版ふるさと応援寄附金として、信金中央金庫から「世界遺産熊野古道を活用した観光振興事業」に１，０００万円、地方創生応援寄附金として、株式会

^{まるしょう}社丸勝木材から「おわせS E Aモデル構想推進事業」に50万円をいただいたこと等によるものであります。

18款、繰入金3,566万円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金4,644万7千円の増額などによるものであります。

20款、諸収入1,452万9千円の減額は、受託造林事業収入939万1千円の減額、折橋墓地移転事業に伴う補償金701万9千円の減額などによるものであります。

21款、市債2,420万円の増額は、過疎対策事業債ソフト分の配分額が2,360万円増加したことや、国庫補助事業及び県事業の前倒しに伴い起債額が増加したこと等によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、退職手当の増額等により、職員手当1,177万6千円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金の主なものとして、財政調整基金に3億1,636万2千円、また、地方創生拠点整備等基金積立金50万円、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金1,000万1千円は、いただいた寄附金をそれぞれ積み立てるものであります。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金1,176万3千円の増額であります。

6ページをご覧ください。

土木費の砂防費では、県事業の前倒しにより、急傾斜地崩壊対策事業地元負担金500万円の増額であります。

7ページをご覧ください。

教育費の小学校学校管理費では、国庫補助事業の前倒しにより、矢浜小学校トイレ改修工事請負費589万6千円の追加、次の中学校学校管理費につきましても、国庫補助事業の前倒しにより、尾鷲中学校多目的ホール空調設備改修工事請負費777万7千円の追加であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8ページをご覧ください。

追加6件につきましては、感染症予防対策事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

変更4件につきましては、いずれも入札等による額の確定により、限度額を変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、6,148万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を21億5,408万1千円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税3,380万5千円の増額、保険給付費の増加見込等に伴う県支出金1,900万6千円の増額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金1,176万3千円の増額が主なものであります。

歳出では、療養給付費等の増加見込による保険給付費1,625万4千円の増額、財政調整基金積立金4,746万5千円の増額が主なものであります。

次に、10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、3,669万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を7億1,063万7千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料288万4千円の減額、保険基盤安定負担金等の確定に伴う繰入金686万5千円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算金に伴う諸収入4,644万7千円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金974万9千円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金4,644万7千円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、新型コロナウイルス感染症対策補助金の精査により、医業外収益を9,585万円増額するものであります。

支出では、医業費用1,396万6千円の減額で、支払い実績等に基づき給与費を削減するものであります。

医業外費用は、控除対象外消費税の減額等により、21万8千円を減額するものであります。

資本的収入及び支出のうち収入では、医療機器整備事業債の減額により企業債150万円を減額するものであります。

支出では、入札による医療機器購入費の減額により、建設改良費255万4千円を減額するものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が火力発電所解体工事に伴う大口需要の増加により給水収益を233万5千円増額するものであります。

営業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策のために実施した3か月間の基本料金の減免額等に対する他会計負担金を43万円減額、第2号補正予算に計上した消費税還付金の皆減等により、134万5千円を減額するものであります。

支出では、営業費用が額の確定による研修費の減額により、29万1千円の減額、営業外費用は給水収益増額に伴う消費税納付額の増額等により、79万円を増額、特別損失は、漏水に伴う過年度分還付金による過年度損益修正損を18万円増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替工事による消火栓設置負担金としての一般会計負担金122万8千円の減額、企業債が建設改良費の減額により1,090万円を減額するものであります。

支出では、固定資産購入費の減額及び工事請負費の確定に伴う減額により、1,573万2千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、60ページをご覧ください。

議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までにつきましては、公の施設管理の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者と指定期間につきましては、議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

次に、61ページの議案第25号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、62ページの議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「公益財団法人尾鷲文化振興会」とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

以上をもちまして、議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」から議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの24議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の63ページ・64ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、「直江 篤(なおえ あつし)」氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、新たに「濱野 公壽(はまの きみとし)」氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

濱野氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)